

条例対象事業の種類・規模の見直しについて（案）

1. 見直しの理由

今後さらに再生可能エネルギー事業の進展・拡大が見込まれることから、太陽光発電所や地熱発電所の対象化を含め、発電所等の建設事業について規定を整備するとともに、今後新たに出現する可能性のある大規模な面的開発事業が環境影響評価制度の対象となるよう、概括的な対象事業の規定を新設する。

2. 発電所等の建設

ア 水力発電所 【法第1種事業：30,000kW以上】

➤ 規定する理由

本県では、ダム式の水力発電所は「ダムの建設」として貯水面積が一定規模（第1種：50ha、第2種：30ha）以上の場合に条例の対象としている。しかし、大規模なダムを併設しない水路式の水力発電所の場合は対象にならないため、条例の対象事業として追加する。

➤ 規模要件

第1種事業：出力15,000kW以上 第2種事業：なし

➤ 都道府県・政令市の状況 38都道府県・9政令市で対象（第1種平均：20,200kW）

【規模要件の考え方】（水力・地熱・風力発電所に共通）

○ 第1種事業

他自治体では、法第2種事業（法第1種事業の75%規模）を条例第1種事業としている例が比較的多いが、本県ではそれよりさらに厳しく法第1種事業の50%とする。

（面的開発事業においても、法第1種事業の規模要件が100haであるのに対し、条例第1種事業の規模要件を50haと設定している。）

○ 第2種事業

本県では以下の基準で第2種事業を設けているが、いずれにも該当しないため、第2種事業は設定しない。

① 道路・鉄道など、法第1種事業と同程度の規模要件を設定した非常に大規模な事業種については、法と同様に第2種事業（第1種事業の規模の75%）を設ける。

② それ以外の事業では、森林の区域等の特に環境に配慮すべき地域で行われる面的開発事業で、規模要件を面積で規定する場合に第2種事業（森林の区域等で30ha）を設ける。

イ 火力発電所 【法第1種事業：150,000kW以上】

- ・ 火力発電所（バイオマス発電所を含む）は、条例制定時から、「工場又は事業場の建設」の中の「電気供給業」として、排ガス量が10万m³/時以上（第1種事業）の場合に対象としてきた。
- ・ この排ガス量を出力に換算すると10,000～15,000kWに相当し、法第1種事業の1/10以下となる厳しい規模要件の設定となる。
- ・ 現在、変更すべき状況にないことから、従来どおりとする。

参考） 原子力発電所 【法第1種事業：すべて（規模要件なし）】

すべて法対象事業であることから、条例・規則には規定を置かない。

ウ 地熱発電所 【法第1種事業：10,000kW以上】

- 規定する理由
法及び多くの都道府県・政令市で対象事業としており、火山の多い県内においても建設が考えられることから、条例の対象事業として追加する。
- 規模要件
第1種事業：出力5,000kW以上 第2種事業：なし
- 都道府県・政令市の状況 25都道府県・7政令市で対象（第1種平均：7,100kW）

エ 風力発電所 【法第1種事業：10,000kW以上】

- 規定する理由
風力発電所が法対象事業に追加(H24)され、条例(H19追加)と対象事業の規模が同一となったため、法と条例の一体的な運用が確保されるよう、条例の規模要件の見直しを行う。
- 規模要件の変更
第1種事業：出力10,000kW以上 ⇒ 出力5,000kW以上
第2種事業：なし（変更なし）
- 都道府県・政令市の状況 29道府県・14政令市で対象（第1種平均：5,200kW）

オ 太陽光発電所 【法対象外事業】

- 規定する理由
 - ① 太陽光発電所の中でも大規模なものは、動植物や景観への影響などの懸念があることから、環境影響評価制度を適用し、より環境に配慮した事業にする必要がある。
 - ② 法は対象外としているが、多くの自治体（26道府県・13政令市）で対象としている。
- 規模要件
第1種事業：敷地の面積が50ha以上
第2種事業：森林の区域等における敷地の面積が20ha以上
- 面積の算定方法
太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、残置森林、場内通路、駐車場、事務所用地等を含んだ敷地全体の面積とする。

【規模要件等の考え方】

- ① 太陽光発電所の特性（面積の大小が環境影響の主要素）から、出力ではなく面積を採用。
- ② 面積の算定は、実際の土地の形質変更（土移動、土掘削等）の面積ではなく、より厳しい算定方法である敷地全体の面積を採用。
- ③ 太陽光発電所の環境影響は、ゴルフ場・スキー場の建設、工業団地・別荘団地の造成、土石の採取など、条例対象となっている多くの面的開発事業と基本的に同等と判断し、「第1種事業50ha、第2種事業を30ha」を基本ベースの規模要件とする。
- ④ 第2種事業については、以下の観点から30haより厳しい規模要件（=20ha）を設定。
 - i) 森林等の区域は環境の保全上特に配慮が必要であるにもかかわらず、■ 土地価格が低いことや、■ 傾斜を利用したパネル設置が可能であることなど、太陽光発電事業が進出しやすい地域であることから、他の面的開発事業よりも厳しい規模要件とし、環境配慮を促す必要がある。

- ii) 近県の数値(埼玉：第1種事業 20ha 以上、山梨：第1種事業 30ha・第2種事業 15ha、岐阜：第1種事業 20ha)、2MW以上の太陽光発電事業の平均的な面積(全国 20ha、長野県 23ha)※等を参考に、第2種事業については20ha以上とする。(※ 資源エネルギー庁の固定価格買取制度公表データ(H26年11月現在)より、1MW=1haと仮定して算出)
- iii) 太陽光発電事業は、他の事業に比べ事業の分割実施が容易であることから、より規模の小さいものも対象化することにより、アセス逃れの防止にもつながると判断。

参考1) 太陽光発電事業をアセスの対象としている都道府県・政令市(38自治体)の状況

区分	都道府県		政令市		平均	
	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
敷地面積(15自治体)	49 ha (20~75)	33 ha (15~50)	25 ha (5~50)	5 ha (5)	44 ha (5~75)	23 ha (5~50)
土地造成面積(23自治体)	50 ha	45 ha	27 ha		41 ha	45 ha

参考2) 県内における大規模太陽光発電の規模別設置状況(事前相談等で県が把握しているもの)

	10ha 以上 20ha 未満	20ha 以上 30ha 未満	30ha 以上 40ha 未満	40ha 以上 50ha 未満	50ha 以上 100ha 未満	100ha 以上
稼働件数	1 (0)					
計画件数	5 (3)	3 (3)	3 (1)	2 (2)	2 (2)	3 (3)

※ () 内の数値は林地における件数で内書きである。

カ 送電線路 【法対象外事業】

- 規定する理由
大規模な送電線路は複数の都道府県をまたがって設置されることが多く、本県に隣接する群馬県、富山県、山梨県及び岐阜県においては対象事業としている。県内においても、これら隣接県と同様の環境配慮を求めることが適当と判断し、条例の対象事業として追加する。
- 規模要件
第1種事業：17万ボルト以上 かつ 亘長が1km以上
第2種事業：なし
- 都道府県・政令市の状況 5都県・2政令市で対象

※ 架空送電線に限るものとし、地中化されるものは除外する。

【規模要件の考え方】

- ① 送電線の電圧は他都県市における最も厳しい値を採用。
 - ・ 第1種事業 17万V(3都県市)、25万V(2県市)、50万V(2県)
 - ・ 17万ボルト以上の送電線は「超高压送電線」として、電気事業法に基づき建築物等との離隔距離について厳しい基準が設定されている。そのため、鉄塔の高さ等が大規模になり、景観や動植物への影響が著しいものとなるおそれがある。
- ② 亘長の規模要件を設定していない県もあるが、ごく短区間の高電圧の送電線(例：自社敷地内でのみの建設)が対象とならないよう配慮することが適当と判断し、東京都と同様1km以上とする。
 - ・ 第1種事業 亘長要件なし(4県)、1km(1都)、10km(2市)

3. 事業の種類を問わない大規模な面的開発事業への対応

条例制定時においては、環境影響評価の対象となるかどうかを明らかにすることを主眼に、想定される開発事業の種類を条例・規則上明示した。そのため、大規模な太陽光発電事業など当時想定できなかった事業は対象外となっているところ。

しかしながら、土地造成を伴う 50ha 規模（森林等の区域にあつては 30ha）の大規模な開発事業については、工事終了後の用途の如何を問わず一定の環境影響が想定されることから、今回の条例改正を機に、以下のとおり概括的な対象事業の規定を新設する。

➤ 対象事業名	「工作物の用に供する一団の土地の造成」
➤ 規模要件	第 1 種事業：一団の土地の面積が 50ha 以上 第 2 種事業：森林の区域等における一団の土地の面積が 30ha 以上
➤ 面積の算定方法	造成後に何らかの工作物の用に供される土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定
➤ 都道府県・政令市の状況	15 道府県・13 政令市で対象 (第 1 種平均：34ha、第 2 種平均：21ha)

【規模要件等の考え方】

- ① 事業種類を明示しておらず、多様な開発形態が考えられるため、土地の形質変更がほとんど行われない事業が該当する可能性があるが、「工作物の用に供するための土地造成」を対象事業とすることにより、一定の土地の形質変更が行われることを担保する。
(例えば、農地改良事業（ほ場整備）については、工作物の設置を目的としておらず、農用地を農用地として整備（換地）する事業が主であることから、通常は対象事業から除かれる。)
- ② 具体的な環境影響の程度を想定できないため、ゴルフ場・スキー場の建設、工業団地・別荘団地の造成など、条例対象となっている多くの面的開発事業と同様に、「第 1 種事業：50ha、第 2 種事業：30ha」を規模要件とする。
なお、同様に多様な開発形態が想定される事業である「運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置」においては、第 2 種事業の規模要件を「敷地面積 30ha 以上、かつ、土地の形質の変更の面積 10ha 以上」としているが、本事業では土地の形質変更の面積は規定しないこととする。
- ③ 面積の算定は、工業団地の造成など他の条例対象の造成事業と同様に、造成後の土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定する。

参考) 環境影響評価法

政令において「宅地の造成の事業」を定めており、「宅地」には農用地、森林及び原野の用に供される場合以外の幅広い用途が含まれるが、(独)都市再生機構又は(独)中小企業基盤整備機構が実施する事業に限定している。【第 1 種事業：100ha 以上、第 2 種事業：75ha 以上】